

発表項目	家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生及び北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議（第2回）の開催等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日（24日(火)）、道内の農場において死亡鶏が増加したことから、家畜保健衛生所へ通報があり、簡易検査を行ったところ、A型インフルエンザ陽性を確認しました。 ○ 現在、確定検査実施中であり、検査結果を国へ報告する予定です。 <p>2 当該農場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所在地 千歳市 ○ 飼養状況 採卵鶏 約46万羽 <p>3 周辺農場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 半径3km以内（移動制限区域） 100羽以上：3戸 約81万羽 ○ 3～10km以内（搬出制限区域） 100羽以上：7戸 約82万羽 ※ 移動制限区域：家きん等の移動を禁止する区域 ※ 搬出制限区域：家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域 <p>4 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日時：令和8年3月25日（水）8時00分から ○ 場所：テレビ会議室（本庁舎3階北側） ○ 出席者：知事、副知事、関係部長 ほか ○ 議題（案） <ul style="list-style-type: none"> (1) 道内での高病原性鳥インフルエンザを疑う事例の発生について (2) 防疫計画案について (3) その他 <p>5 道の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催の上、防疫計画を決定し、本部会議終了後、石狩振興局対策本部会議を開催します。 ○ 確定検査の結果判明後、農林水産省との協議により、高病原性鳥インフルエンザと判定された場合、速やかに殺処分等の防疫措置を開始します。 ○ なお、野鳥については、環境省から監視重点区域に指定された発生農場周辺の半径10km圏内における監視を強化します。 		
報道（取材） に当たって のお願い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。 ○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u> ○ なお、写真等につきましては、別途、対策本部指揮室から提供します。 		
他のクラブ との関係	同時配付	石狩振興局	
	同時レク		
担当 (連絡先)	北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部指揮室（担当者：中村） TEL：011-231-4111（内線 38-106）ダイヤル：011-206-7384		